

VI 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する改正

○ 資産譲渡等の場合の課税の特例制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 土地の譲渡等がある場合の特別税率（措令38の4⑩三〇、改正措令附則1七）</p>	<p>○ 適用が除外される棚卸資産の譲渡の範囲について、防災街区計画整備組合が第一種市街地再開発事業を行う場合における権利変換により取得する個別利用区内の宅地の譲渡が追加されました。</p>	<p>本制度は、平10.1.1から平29.3.31までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。</p>
<p>(2) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（措令39⑦、改正措令附則1七、22①）</p> <p>（措令39⑧一、改正措令附則1七、22②）</p>	<p>○ 第一種市街地再開発事業が施行された場合において、個別利用区内の宅地への権利変換を希望しない旨の申出に基づき補償金を取得するときのやむを得ない事情が定められました。</p> <p>○ 収用等による譲渡があったものとみなされるものから除かれる一定の補償金を取得する第一種市街地再開発事業の施行者である再開発会社の株主又は社員について、その指定宅地又はその使用収益権を有する者が除外されました。</p>	<p>改正都市再生特別措置法（平28.4.28現在審議中）の施行の日以後に補償金を取得する場合について適用され、同日前に補償金を取得した場合については、従来どおり適用されます。</p> <p>同上</p>
<p>(3) 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（措法65①⑦⑧、68の72⑦⑧、措令39の2⑩～⑫、39の100⑧、改正法附則1十四、97②③、120②③）</p>	<p>○ 第一種市街地再開発事業が施行された場合において、その資産に係る権利変換により個別利用区内の宅地等を取得するときが追加される等の見直しが行われました。</p>	<p>改正都市再生特別措置法（平28.4.28現在審議中）の施行の日以後に行う資産の譲渡について適用され、同日前に行った資産の譲渡については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(4) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措法65の5①、68の76①）</p>	<p>○ 農地法の改正により農業生産法人の名称変更等が行われたことに伴い、所要の整備が行われました。</p>	<p>—</p>
<p>(5) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例（措令39の7⑤一、改正措令附則1七、22③）</p> <p>（措令39の7⑦四五、39の106②三四）</p>	<p>○ 既成市街地等内における市街地再開発事業による買換えにおける対象資産について、都市再開発法の改正により第一種市街地再開発事業において設定されることとなる個別利用区内の宅地については、再開発会社が取得するものを含めないこととされました。</p> <p>○ 収用換地等により代替資産を取得した場合の所有期間の引継措置について、市街地再開発事業による権利変換に伴い個別利用区内の権利を取得する場合等が追加されました。</p>	<p>改正都市再生特別措置法（平28.4.28現在審議中）の施行の日以後に取得等をする資産について適用され、同日前に取得等をした資産については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>